

平成29年度自立相談支援事業従事者養成研修
【後期】相談支援員養成研修

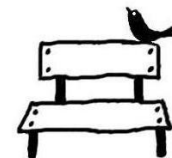
アウトリーチの考え方

——NPO法人抱樸の取り組み

認定NPO法人 抱樸

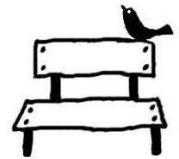
困窮者支援事業部

中間 あやみ



目次

- 自己紹介
- NPO法人抱樸（ほうぼく）について
- 福岡県中間市について
 - 市民生活相談センター
 - 2016年度の実績
- アウトリーチとは
- 事例紹介
- まとめ



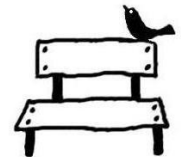
自己紹介

自己紹介

- 西南学院大学卒業 社会福祉士・精神保健福祉士取得
- 2009年～ 大分市でホームレス支援活動に参加
- 大分大学大学院福祉社会科学研究科修士課程修了
- 2011年～ NPO法人北九州ホームレス支援機構（現：抱樸）
 - 無料低額宿泊施設→サポートセンター（アフターケア）
→地域・生活支援事業（介護事業、障がい事業）を担当

【生活困窮者自立支援制度】

- 2015年4月～ 北九州市就労準備支援事業 主任伴走支援員
- 2015年12月～ 市民生活相談センター（中間市委託）
センター長・主任相談支援員



NPO法人抱樸について

NPO法人抱樸の概要

- 活動開始 1988年～（ホームレス支援から開始）
- 路上からの自立者総数 約2900名
- 自立達成率 約93%（半年の自立プログラムを経た者）
- 就労自立率 約58%（半就労半福祉を含む）
- 自立生活継続数 約92%
- アフターケア 約2000名
- 4つの都市で活動（北九州市・福岡市・中間市・下関市）
- 有給職員 104名（正職70名）
- 登録ボランティア 約1500名
- 互助会 約250名（当事者：約150名）
- 2014年7月 「北九州ホームレス支援機構」から「抱樸」へ名称変更
- 17部署により包括的・総合的支援を実施

抱樸とは

- 「素を現し、樸を抱き」という老子の言葉から
- 「樸」のままを抱く
 - 樸：荒木・原木 製造され整えられたら受け取る一手遅れ
 - 原木（ありのままのその人）が、そのまま抱きとめられること
- 抱きとめられた原木には可能性がある
 - 杖となり、家具となり、役割を果たす
- 原木であるがゆえに、刺々しくもある。時には傷つく
 - 絆は傷を含む。
 - 例え傷ついても、抱いてくれる人がいるのか？
 - 傷の再分配＝社会とは健全に傷つくための仕組み

抱樸の使命

- ひとりの路上死も出さない
- ひとりでも多く、
一日でも早く、路上からの脱出を
- ホームレスを生まない社会を創造する

- 2つの困窮（基本的視座）

- ハウスレス：物理的困窮 「なに」が必要か
- ホームレス：関係性の困窮 「だれ」が必要か

※2つの困窮に同時に取り組む必要がある

炊き出しの様子



追悼式



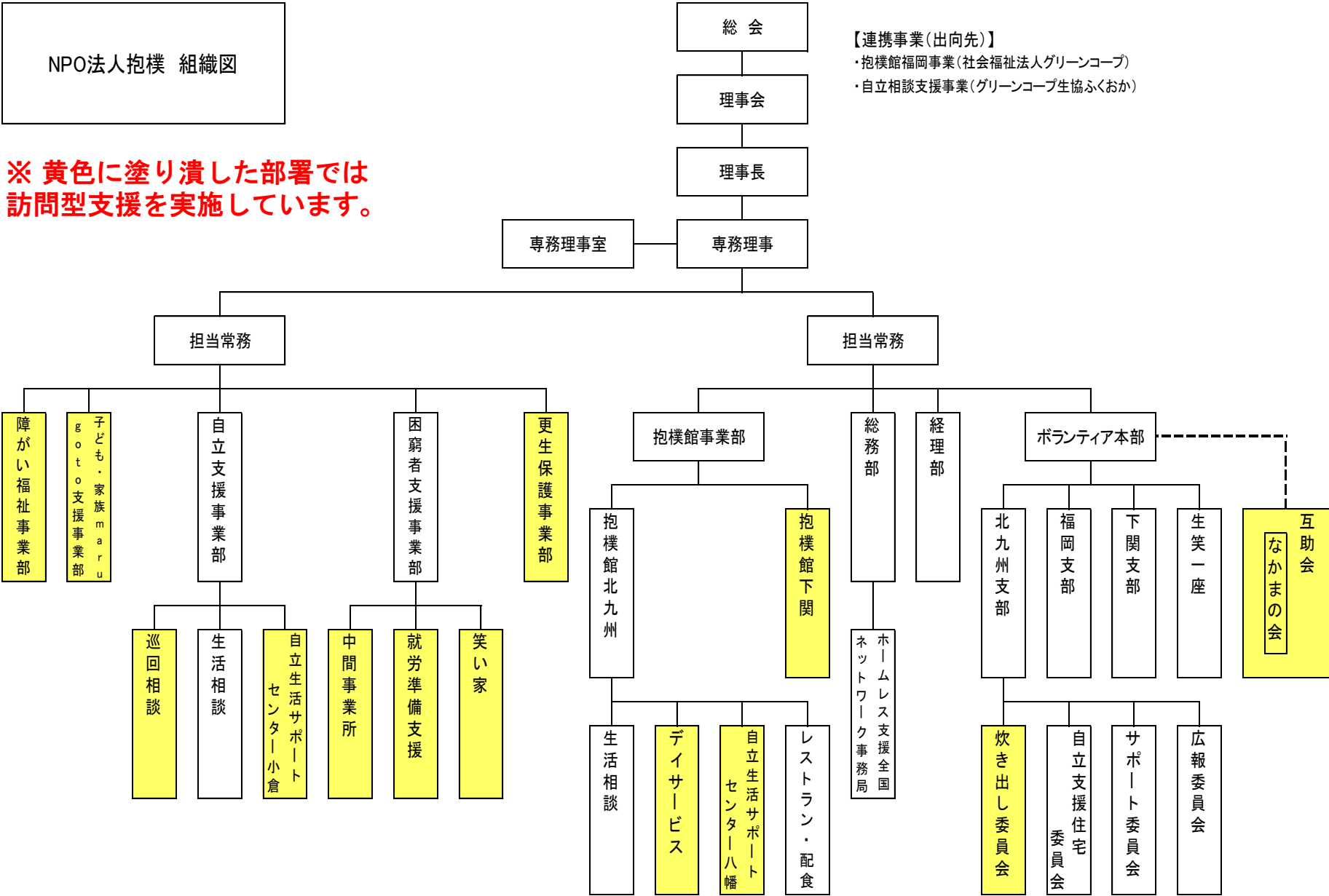
抱樸の3つの基本理念

- **【第1の理念】 2つの困窮概念**
 - ①経済的困窮（ハウスレス）と社会的孤立（ホームレス）
→ハウスとホームは違う！ 社会的孤立一伴走支援
 - ②居住支援の2つの安全
→住宅（ハウス）の安全・暮らし（ホーム）の安全
- **【第2の理念】 包括的個別支援**
 - 人を属性でみない—まるごと支援！
→人が中心（制度が中心ではない！）
- **【第3の理念】 相互性重視**
 - 「助ける・助けられる」を超える相互的地域
→共生地域社会の創造・助けてと言える社会
→民間事業者間の仕組みづくり

NPO法人抱樸 組織図

※ 黄色に塗り潰した部署では訪問型支援を実施しています。

【連携事業(出向先)】
 ・抱樸館福岡事業(社会福祉法人グリーンコープ)
 ・自立相談支援事業(グリーンコープ生協ふくおか)



抱樸のアウトリーチの特徴

●巡回相談

- ・相談しない（できない）対象者に、アウトリーチ型訪問相談を実施。
- ・「訪ねてきてくれる人がいる」、「心配してくれる人がいる」認識が大切。関係性・信頼の構築が第一の課題。
- ・社会資源と、法人内資源の組み合わせ。
- ・継続的な支援を実施することで、つなぎ・もどしの連続的行使を実施。
- ・伴走そのものが支援：「今日解決できなくても、明日に希望をつなぐ」

●ボランティア・互助会

- ・ボランティアが担当になり、居宅移行後も継続してサポート。
- ・互助会の世話人が、行事カレンダーなどを地域で生活をしている者の家に毎月配布し、声掛けを行う。

→安否確認、必要に応じて職員が訪問をする。

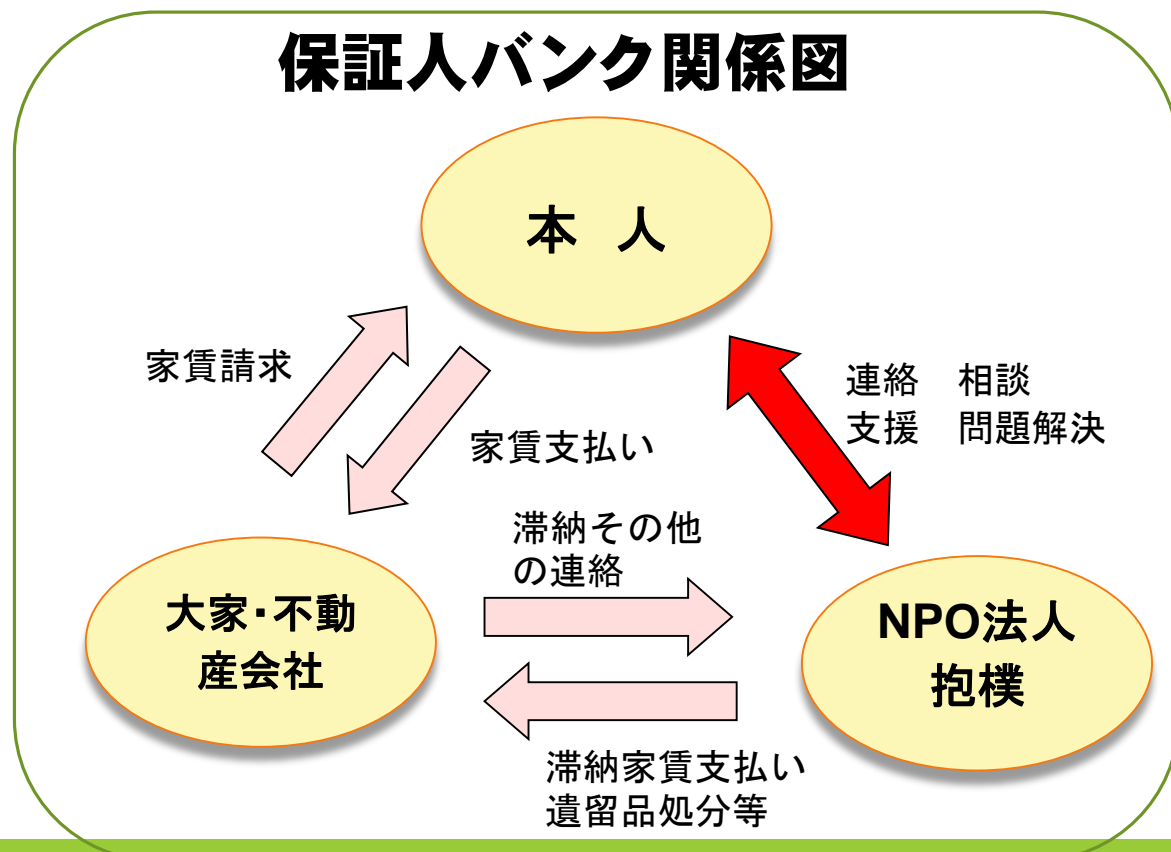
保証人提供：保証人バンク

● 保証人バンクとは

賃貸借契約に必要な保証人を準備することができない方の自立および安定的な生活継続を支援するために、NPO法人抱樸が保証人を提供する事業。

● 機能

- ①滞納家賃の支払い
- ②家具や荷物などの遺留品の引き取り・処分
- ③その他契約書に書かれている内容の補償
- ④生活支援員による、生活安定のための継続的支援
- ⑤求償権（滞納家賃を肩代わりした代金を請求できる権利）の放棄



保証人提供：保証人バンク

● 保証人バンクの効果

- ①ケア付き保証人制度—相談・指導・解決等実施・・・再野宿化防止。
- ②ケア付きのため大家の安心につながる
- ③不動産業者への顧客無料紹介（ビジネス）
- ④不動産業者との連携—滞納情報（一か月以内）、入院、トラブルの早期対応
- ⑤利用者と支援者（保証人）との関係性の構築（孤立させない支援）
- ⑥最後の看取り（葬儀・納骨）までの生涯支援の実施

● 保証人バンク事業実績 （2016年1月現在）

- ①保証人バンク利用者人数：726件
- ②保証人バンク利用者の生活継続率：98%

生活支援付き連帯保証事業

●目的

- ・住宅確保要配慮者（生活困窮者）の居住喪失を防ぐため
- ・抱樸とRFIが連携し、生活保障と家賃保証の新しい枠組みをつくる

●対象

- ・従来、オーナー・不動産会社のリスクを理由に入居拒否される層
- ・家賃債務保証会社の審査が通らない層

●仕組み

- ・ ■入居支援・保証人提供（RFI）

⇒オーナー・不動産会社のリスク（滞納や原状回復リスク）を保証し、契約者の生活危機情報を早期にキャッチする事で伴走ケア支援につなげる

⇒月二回のオートコールにて安否確認・抱樸への連絡

- ・ ■見守りと生活支援（抱樸）

⇒契約者の相談、見守り、緊急対応を行い、安定的な日常生活へ立て直しを伴走する

自立支援居宅協力者の会

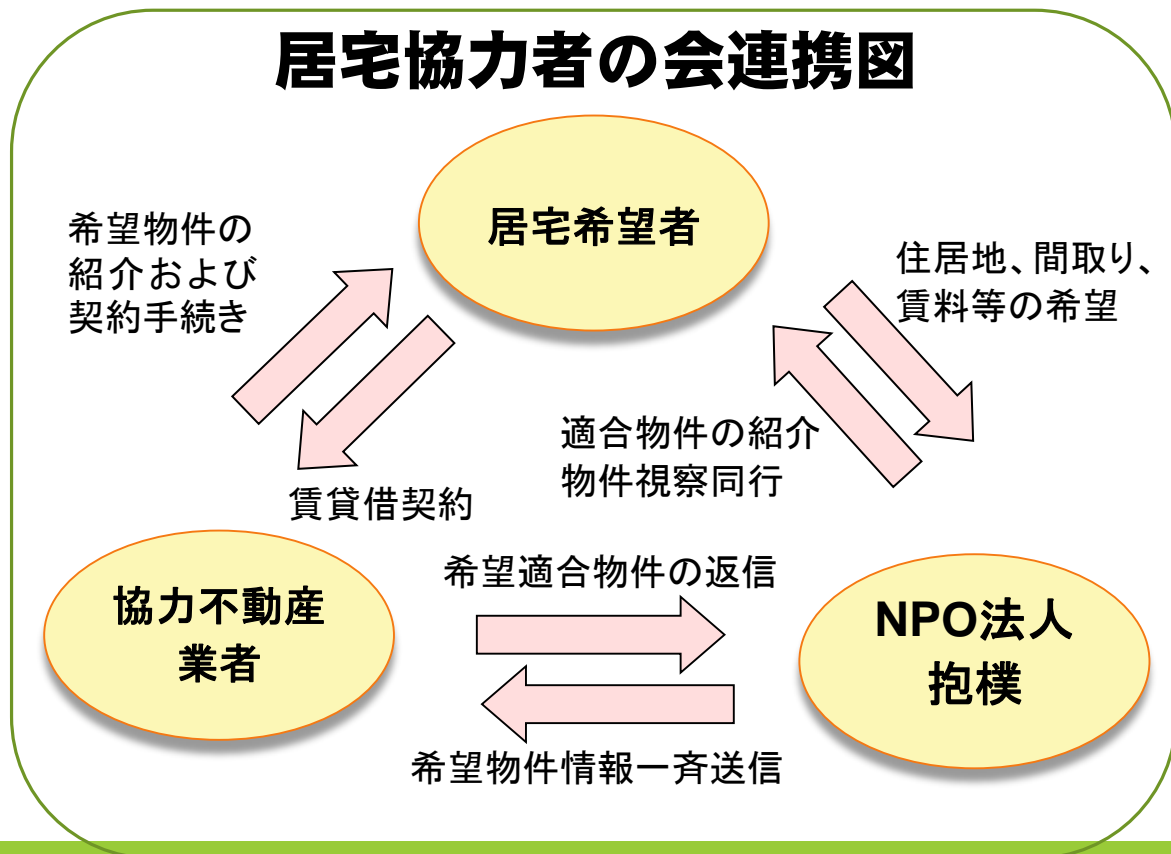
● 居宅協力者の会とは

住宅確保に協力する不動産業者の会。会員と協力会員に分けられ、会員は会の運営に携わり、協力会員は物件紹介のみに関わる。（北九州40社・福岡10社）

● 機能

- ① 物件情報の提供
- ② 大家に対する支援対象者の説明及び抱樸の支援方針の説明による交渉
- ③ 家賃滞納及び生活状況の把握等の情報提供
- ④ 生活支援員との連携による居宅維持支援
- ⑤ 不動産関係の情報提供及び法的問題の相談・指導

居宅協力者の会連携図



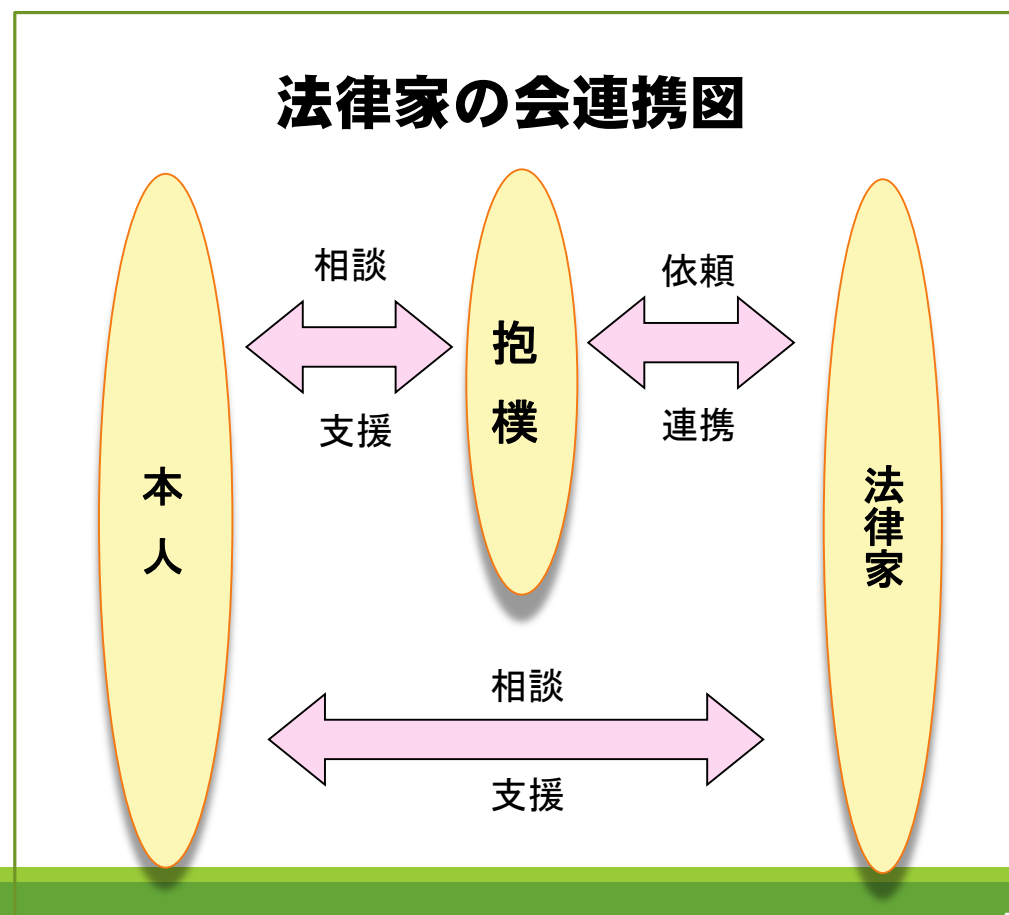
自立支援法律家の会

● 法律家の会とは

NPO法人抱樸の支援対象者が抱える法律問題を解決することにより、対象者の生活維持のリスクを軽減するための弁護士、司法書士、社会保険労務士等の法律家の会。

● 機能

- ①債務整理全般の相談・解決
- ②労働問題の相談・解決
- ③財産問題の相談・解決
- ④事件・事故等訴訟の弁護
- ⑤人権問題に関する相談
- ⑥毎月の法律相談会の開催
- ⑦その他、法律全般に関する相談・指導



ホームレス支援から見えてきたこと

- ホームレス自立支援センター退所者328人（2010-13年）実態調査
 - 最終学歴が中卒：152名（46.3%）
 - センター退所時の障害者手帳保持者：123名（37.5%）
 - 知的障害（もしくは疑い）：193名（57.9%）
→療育手帳をセンターで取得した者は88名、
支援開始前からの取得者は9名
 - 精神障害（もしくは疑い）：123名（37.5%）
 - 発達障害疑い：39名（11.9%）

※山田論文では自立支援センター入所者の約5割は何かしらの障害があるとしている

中間あやみ、2015、修士学位論文「ホームレス対策の対象者の実態と支援内容、地域生活の支援課題」より

ホームレス→困窮者支援→世帯支援

- ホームレスは、単身者・家族との問題を抱えている、障害の問題等
→自らSOSを発信でいない→**アウトリーチの必要性**
- 2008年リーマンショック以降は若年層が増加し、顕著に
- 不安定就労層の肥大化（就労層の約40%は非正規雇用）
- 貧困の連鎖（生活保護世帯の25%は親も受給歴あり）

※困窮要因の複雑化、貧困層の増加、貧困の連鎖



- 貧困は「**経済的困窮**」のみならず、「**社会的孤立**」の問題
- 困窮状態の長期化・深刻化に至る前の支援が必要
→**生活困窮者への支援が必要**
→**生活困窮者支援には、世帯まるごと支援をするという視点が必要**

なぜ、世帯まるごと支援が必要か？

- 中学生の不登校→教育委員会
- 18歳のひきこもり→子ども家庭局 保健福祉局
- 母は精神・失業→保健福祉局 労働局
- 父は失業・DV→労働局 保健福祉局

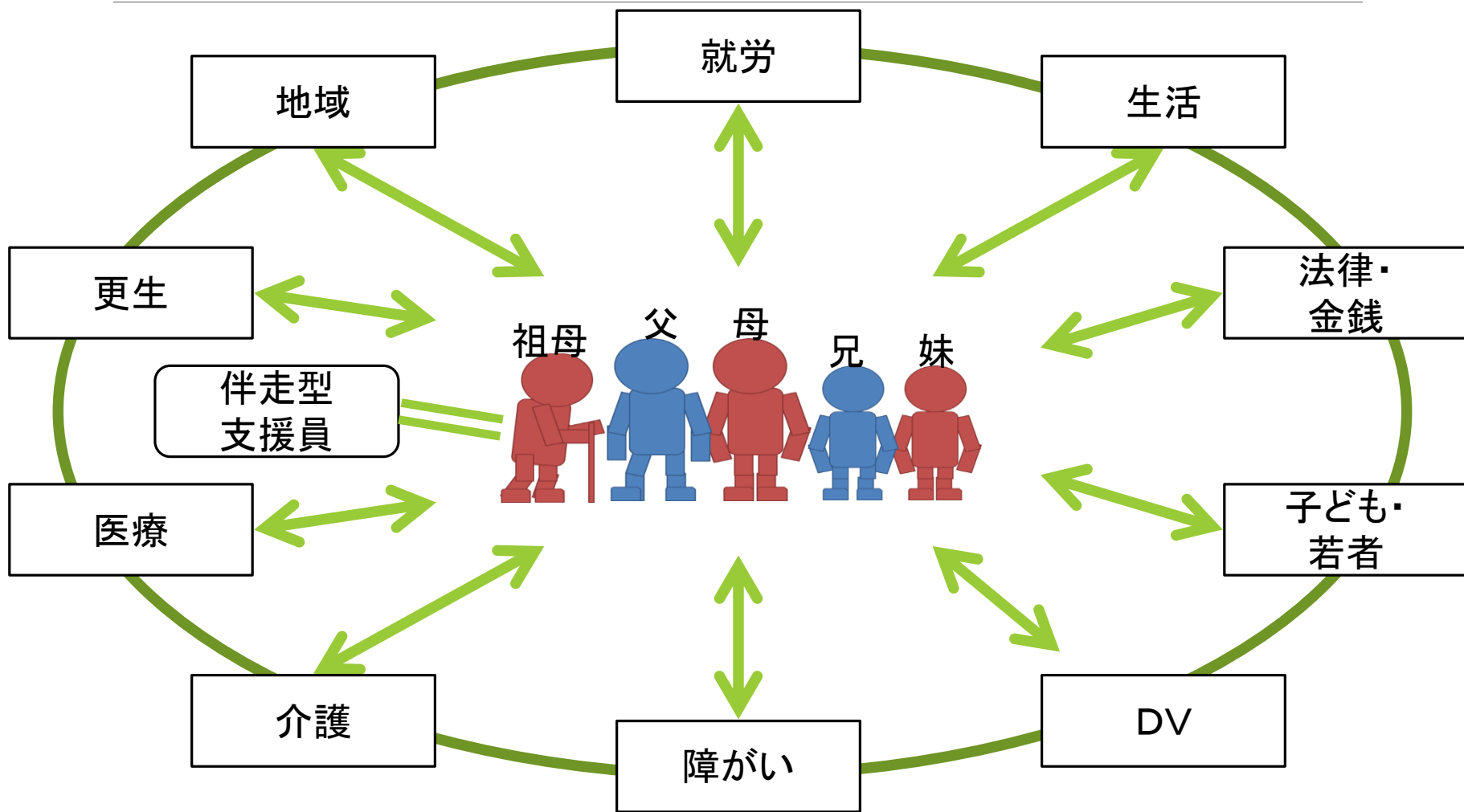


- 一つの家庭の中には、「役所が入っている」ような状態
→縦割り、個別の対応では無理
- 個人の中にも、複合的な問題が存在している



- 子どもの貧困は、子どもの問題にとどまらない→家族の問題
→まるごと支援が必要

まるごと支援のイメージ図



抱樸のトータルサポート

	NPO内社会資源	民間の社会資源	公的社会資源
就労	無料職業紹介事業、技能講習、就労準備、就労訓練 (笑い家、給食センター)	就労訓練協力事業所、無料職業紹介登録事業所	HW
生活	巡回相談、自立生活サポートセンター、法人内施設(自立支援住宅、自立支援センター、緊急シェルター、抱樸館北九州)、保証人バンク	居宅協力者の会、宅配食事業所	生活保護課、自立相談支援事業所
法律・金銭	自立支援貸付金制度、自立生活サポートセンター	法律家の会、グリーンコープ生活再生相談	権利擁護センター、法テラス
子ども・若者	学習支援(集合型・訪問型)、居場所支援(よるカフェ)	サポート校、大学、学習ボランティア	教育委員会、子ども家庭局(子育て支援課、児相)、学校、SSW、児童委員、児童養護施設、自立援助ホーム、YELL、すてっぷ、サポステ
DV	緊急シェルター	女性シェルター	子ども家庭局(女性相談)、婦人寮、警察
障がい	多機能型事業所ほうぼく	障がい作業所、障がい児デイサービス、精神科病院	保健福祉課、精神保健福祉センター、障がい福祉センター、発達障がい者支援センター「つばさ」
介護	デイサービスセンター抱樸	介護事業所	地域包括支援センター、特別養護、養護老人ホーム
医療		医療機関	生活保護課、国保年金課
更生	地域生活定着支援センター	協力事業者の会	保護観察所、保護司、警察、麻薬取締官
地域	互助会、ボランティア		社協、自治会・町内会、民生委員

福岡県中間市について

中間市の位置



なかつぱ豆知識

☆特産品:アスパラガス・イチヂク
☆市の花:パンジー・コスモス



中間市について

- 福岡県北部にある市
- 面積：15.98km²（4キロ圏内の市）
- 人口：42,769人 ※平成29年3月31日
- 世帯数：20,574 世帯（1世帯あたり2.08人）
- 高齢化率：30.67%（福岡県：22.73%）

※平成27年調査では高齢化率は34.1%（県内市で最高）

- 生活保護の保護率：35.27%
- 社会資源特記（HW・警察署なし）



市民生活相談センター

市民生活相談センター 外観



相談ブース



入り口横の休憩所



受付カウンター



市民生活相談センターとは

市民生活相談センター

- 自立相談支援事業（必須事業）
- 住居確保給付金（必須事業）
 - ・ 受付窓口・経過観察：自立相談支援機関
 - ・ 給付決済：自治体
- 就労準備支援事業（任意事業）
- 家計相談支援事業（任意事業）
- 子どもの学習等支援事業（任意事業）
 - ・ 2016年4月～

※NPO法人抱樸が、中間市より事業を受託して実施している

担当係：保健福祉部 福祉支援課 福祉政策係

相談から支援までの流れ

相談無料・秘密厳守

- 1 まずは地域の相談窓口へ**
市民生活相談センターに配置されている支援員が対応します。
- 2 生活の状況を見つめる。**
生活の困りごとや不安な点についてお話ください。生活の状況と悩みを分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。
- 3 あなただけの支援プランを。**
支援員があなたの意志を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容と一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。
- 4 支援決定・サービス提供。**
完成した支援プランは自治体や企業を関係者の話し合い（協議調整会議）により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。
- 5 定期的にプランを再検討。**
各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状況や支援の提供状況も支援員が定期的に確認し、支援プラン進捗に合わせた場合は支援プランを再検討します。
- 6 真に安定した生活へ。**
あなたの困りごとが解消されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップが実施されます。何年度も同じでも構いません。

中間市からの委託事業です。

安心してご相談ください。



まずは
お電話を!

面談のご予約をお願いします。

▶ご相談・お問合せ先◀

NPO法人 抱樸 市民生活相談センター

☎093-246-1030

（24時間受付可）

相談時間

月～金曜日（祝日を除く）
9:00～17:00

※年末年始は12月29日から1月3日までお休みさせていただきます。

出張相談も
有り!

お電話いただければ、相談支援員がご希望の場所まで出向きます。（予約制）



〒809-0030 中間市中間2-10-1

【中間市役所すぐそば】



困ったことはありませんか？
暮らしの困りごと、ご相談ください！

中間市にお住いの方なら
どなたでも
ご利用できます

お気軽に

相談は
無料です

秘密は
守ります!

NPO法人 抱樸
中間市からの委託事業です

安心してご相談ください

市民生活相談センター開設しました!

就職 **住居** **家計**

に関して、ご相談にのります!

あなたの問題解決に向け、専門の相談支援員が他の専門機関と連携しながら支援を行います。

お金の相談



せいかつが苦しい...

税金、家賃など
滞納している...

お金の管理が出来ていない

借金を何とかしたい

仕事の相談



なかなか仕事が見つからない...

面接でいつも
落ちてしまう

住居の相談



家賃の安いところに移りたい

住むところが
無くなりそう...



福祉の相談

介護に疲れた
福祉サービス
利用したい



子育ての相談

子育てと仕事の
両立が難しい...

保育園、幼稚園は...

子どもが引きこもってる

まずは
お電話ください!



あなたに
寄り添いながら
サポートします!

生活の相談

病院に行きたいけど
保険証がない...

生活費がない...



心の相談

アルコール依存を
どうにかしたい

ギャンブルが
やめられない

人とうまくはなせない

なんだか
やる気が出ない

これってDVかも...



▶ ◎貸付制度 ◎就労支援 ◎家計相談 ◎各役所機関 へと繋ぎ、お困りごとの解消をはかります!

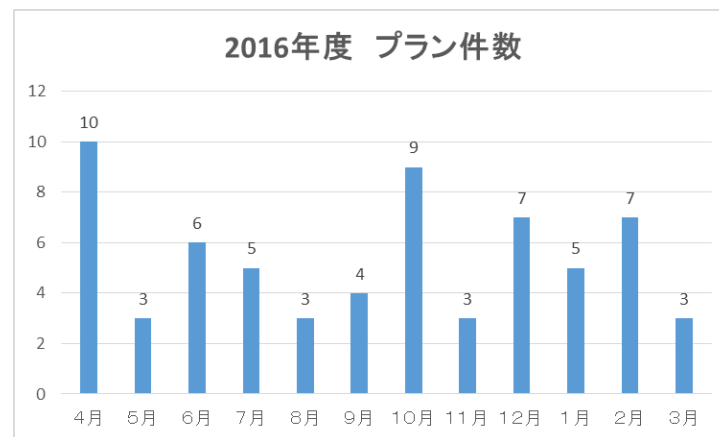
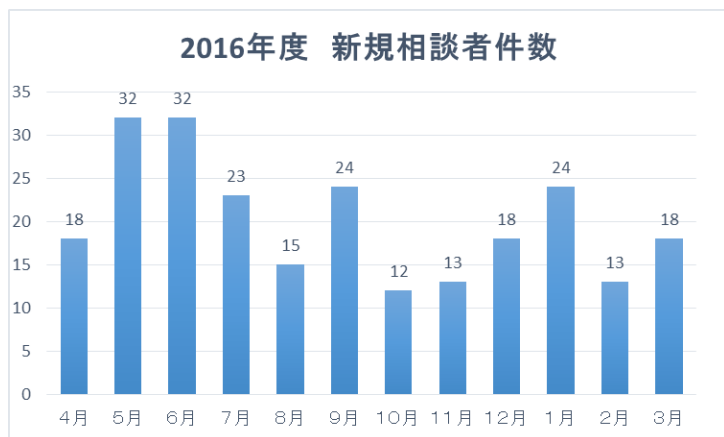
中間市と北九州市の比較

	自立相談	就労準備	認定就労訓練	一時生活	家計相談	子どもの学習支援
北九州市	市が直営一部を社協・GCが委託 ホームレスに特化抱樸	抱樸	抱樸 (笑い家)	抱樸	GC (グリーンコープ)	ひまわり学習塾 (教育委員会の事業)
中間市	抱樸	抱樸	×	× ※福岡県が広域での実施を検討中	抱樸	抱樸

2016年度実績

新規相談数・プラン数

- 新規相談者合計：242件
- プラン数：65件



相談者数：242人
月平均：20.2人（国の目安値は9.46人/月）

プラン作成数：65件
月平均：5.4件（国の目安値は4.73件/月）

実績 相談内容

◆相談内容の分類

	内容	件数(重複あり・延べ)
1	病気や健康・障害のこと	67
2	住まいについて	59
3	収入・生活費のこと	136
4	家賃やローンの支払いについて	44
5	税金・公共料金支払い	49
6	債務について	37
7	仕事探し	53
8	就職について	54
9	仕事上の不安やトラブル	9
10	地域との関係について	7
11	家族との関係について	56
12	子育てのこと	6
13	介護のこと	13
14	引きこもり・不登校	14
15	DV・虐待	6
16	食べ物が無い	18
17	その他	53
18	不明	5
	計	686

1) 収入・生活費の相談、2) 病気や健康・障害、3) 住まいの順。
直接的・間接的なお金に関する相談が大変多い。

実績のまとめ

	2015年度	2016年度
新規相談件数	214件	242件
相談内訳	1)収入・生活費 2)病気・健康・障がい 3)住居 仕事 地域との関係	1)収入・生活費 2)病気・健康・障がい 住居 3)仕事のこと
相談経路	行政が27%	行政が44%

- ・ 相談件数は増加傾向にある。
- ・ お金に関することの相談が多い。
- ・ 本人のことだけでなく、家族からの相談や家族含めた世帯の問題の相談等もとても多い。
- ・ 行政からの紹介が2016年度は約半数を占めている。
- ・ 市報への掲載をはじめ、行政への積極的な関わりにより、市民生活相談センターの認知度が上がったことが要因と考えられる。

就労準備支援事業

- 就労準備支援事業（2016年度）：5人利用
 - うち4人が就労決定し、現在も就労継続をしている。
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立に向けた支援
- 農業体験、パソコン講座、ボランティアなどを実施
- ハローワーク同行、模擬面接、適職診断、就労定着



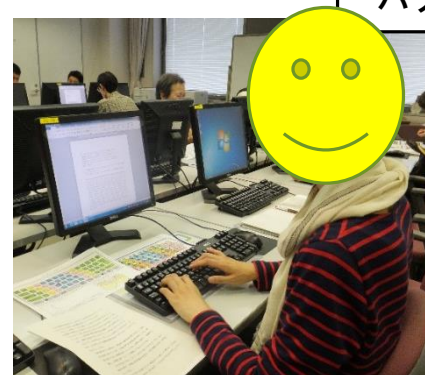
タケノコ掘り



トマト収穫



就労体験



パソコンプログラム



料理プログラム

3つの自立

就労準備支援事業は、この3つの自立を柱に伴走していきます。

就労準備支援事業とは…

さまざまな悩みや課題を抱え、すぐに就労するのが難しい方のための事業です。日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立の支援活動に、一人ひとりにあった就労を目指します。多様なノウハウときめ細やかな支援で目標までゴールへ一緒に歩いています。



就労自立

日常生活自立

社会生活自立

自立相談支援担当者、キャリアアドバイザー、ハローワーク、社会福祉会などと連携し、就労のみならず、社会参加、安定的生活を共に目指していきます。

プラン作成

それぞれの目標プランを一緒に作成しています。



契約

相談

個別の悩みや不安をしっかりと相談できる。

マンツーマンで相談できる。

いつでも相談できる。

いつでも相談できる。

いつでも相談できる。

研修



就職活動

ハローワークへの届け出や、求職活動、面接対策など、必要に応じてサポートします。

就職

定着支援



就労後、安心して働く環境を整える支援を行います。職場での悩みや不安に寄り添い、必要に応じてサポートします。

就労体験



働くことのイメージがもたらす不安を解消し、実際の職場での体験を通じて、自身の強みや得意分野、働く環境のイメージを明確にします。

セミナープログラム



専任の講師によるセミナープログラムを実施しています。社会参加の一環としてのプログラムを実施することで、社会参加のイメージを強化します。

導入研修



キャリアアドバイザーによる導入研修を行います。働くイメージを高め、働く環境のイメージを強化し、働く環境のイメージを強化します。

面談



面接対策や面接練習を行います。面接対策や面接練習を行います。面接対策や面接練習を行います。

生活支援



生活支援や生活相談を行います。生活支援や生活相談を行います。生活支援や生活相談を行います。

子どもの学習支援

- なかまnavi (学び・navigate)

- ・ 居場所支援や学習支援を行うことにより、
困難を抱えた生活困窮者等の子どもの社会的自立を図る。
- ・ 子どもの支援だけでなく、保護者等の世帯まるごとの支援を行う。

- 子どもの利用15人→高校は5人全員が合格



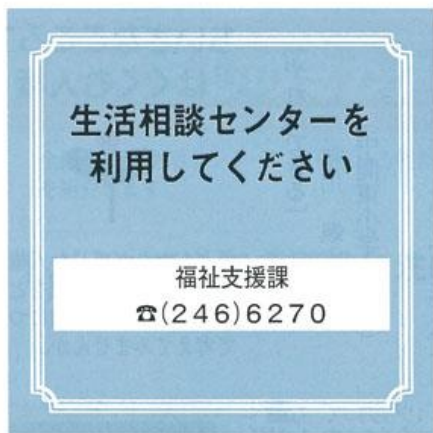
陶芸教室



書初め・絵馬作り



うちわ作り



中間市市民生活相談センターを知っていますか

市民生活相談センターは、今年4月に開所以来、中間市に住民票がある人を対象に相談を受けてきました。その数は120件以上にのぼります。

「収入が少なく生活が苦しい」「借金を何とかしたい」「次の収入があるときまで生活費が足りない」といったお金の相談や、「仕事が見つからない」「面接で落ちてしまう」などの仕事の相談、住居や福祉、子育ての相談、心の相談など、生活にかかわるさまざまな相談を受けています。

相談を受けた後は、相談内容に応じて、一緒に生活の困りごとや不安から脱却するための支援プランを立てていきます。そして、状況により見直しを行いながら設定したプランに基づいた支援を行い、安定した生活に向けて全力でサポートしていきます。



ます。

相談を希望する人は、まず相談予約をしてください。また、来所が困難な人は、出張相談も行っています。

相談は無料です。1件1件の相談に、社会福祉士や就労相談員などの

専門家が丁寧に対応します。秘密は厳守しますので、気軽に電話してください。

●受付時間

9時～17時

※土曜、日曜日・

祝日・年末年始を除きます。

●相談・問合先 市民生活相談センター

☎(246)1030



みんながつながる



食糧支援などの幅広いサポート

市民生活相談センターは、市から委託を受けたNPO法人抱樸の事業所です。

昨年4月に開所し、金銭や仕事、家庭の相談など、生活に関するさまざまな相談を約160件受けてきました。その中には、今日明日の食べ物にも困っているという事例もあります。

今回は、そのような緊急性がある事例を紹介します。

事例紹介

40代の母親と、学童期の娘、60代の祖父の3人暮らし。祖父と母親は自営業を営んで生計を立てていましたが、祖父の体調悪化や不景気も重なり、事業運営のための借金も膨らんで、事業を維持することができなくなりました。この間は、貯金を切り崩しながら

生活をしていましたが、貯金も底をついてしまい、相談に来られました。

センターでは、問題解決のために、借金や事業整理のための弁護士への相談に同行。同時に、祖父の年金の繰り上げ支給の手続きを行いました。また、母親には、

就労支援を実施しました。その結果、母親の就労先が決まるなど新たな生活がスタートしました。一方、母親の初回の給料日までは生活費が足りなかったため、NPO法人抱樸が実施する食糧支援を利用し、食糧を確保しました。

NPO法人抱樸からのお願い

NPO法人抱樸では、食糧がないという人に対して、緊急的に食糧支援を行っています。市内でも日々の食糧に困っている人が増えていきます。皆さんの、食糧寄付のご協力をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

●緊急募集 米、レトルト食品、缶詰、パスタ

※そのほかにも、菓子や野菜などを受け付けています。なお、賞味期限が1か月以上あり、未開封のものなどに限らせていただいています。また、生鮮品・冷凍品は保管の関係上、受け付けていません。

●問合せ先 NPO法人抱樸

（中間二丁目10・1）
☎（246）1030



中間市でのまとめ

- 小さな地方都市であり、社会資源も限られ、貧困者も多い。
 - 困った世帯のことは、関係機関も把握をしていたが、制度の縦割りの中では、なかなか対応ができなかった。
 - 自立相談支援機関（市民生活相談センター）ができたことによって、制度を横断的に利用し、制度のコーディネートする。
- 様々な行政機関や関係機関と連携をすることによって、それぞれの社会資源もさらに機能しだした。
- 対象者の問題も解決に向けて進みだした。
- **社会資源は創造**していく必要ももちろんある。
 - **アウトリーチが有効に機能**している。
 - **社会資源を育てていく**ことも必要。

アウトリーチ

①発見・つながるためのアウトリーチ

●発見・つながる

- ・対象者は、相談しない（できない）方が多い
- ・早期発見をするための仕組みづくりが重要

【関係機関からいかにつないでもらうか】

①行政機関からの紹介

→定期的な庁内連携、顔の見える関係構築

②行政以外の関係機関からの紹介

→定期的な訪問、顔の見える関係構築

【自分たちがいかに発見できるか】

①発見しやすい（つながりやすい）仕組みづくり

→相談会の実施、回覧板、市報、HPなど

①発見・つながるためのアウトリーチ

●留意していること

- ・ 地域の中で自立相談支援機関が、社会資源の1つとして位置づけられ、認識され、機能するかがカギ。
- ・ 最後の砦であるという意識。断らない相談機関。
- ・ 関係機関も困っているはず。
- ・ 行政の各部署の中では、その存在は見えていたにも関わらず、解決できなかったケースも多い。
 - 障がいや高齢、税金などの窓口では存在を把握していた複合的な困難を抱えているという、ある意味「有名人」
 - 縦割りの中では、縦割りの部分の対応はしていた
 - 制度や部署を横断的に駆使する役割を担う・伴走支援
 - 自立相談支援機関へつなげばどうにかなる！といかに思ってもらえるか。

②アセスメントのためのアウトリーチ

アセスメントのためのアウトリーチ

家族が語る本人の姿は、家族の目から見た姿

- ・ 本人の暴言や無理な要求など、家族の困り感が強いと、本人の本当の姿が見えない。
- ・ 家族が疲弊していると、支援による変化が見えにくい。

本人と家族の本当の関係性が掴める

- ・ 相談の場と自宅では、家族の本人への関わり方の印象が違う。

環境を含めた、支援のヒントが見つかる

- ・ 家族の関係だけに着目せず、本人を取り巻く環境を知ることによって、支援の幅が広がる。

浜松市役所 健康福祉部 精神保健福祉センター
副主幹 河合龍紀

昨年度のテキストより抜粋

②アセスメントのためのアウトリーチ

●留意していること

- ・心配していること、気にかけていることを伝え続ける。
- ・今日は無理でも、明日に希望をもてるように。
- ・本人の目線にたつ。周りの困りごと＝本人の困りごとでは決してない。
- ・価値観の押し付けにならないように。
- ・対象者は見えにくい存在であり、かつその課題も見えにくい
 - 本人が自身の課題を理解していないこともある
 - 本人の主訴と、問題の本質は違うことも多い
 - 場所や時間を変えて、複数回にわたる丁寧なアセスメントを。

③支援のためのアウトリーチ

支援のためのアウトリーチ

本人と出会うためのアウトリーチ

- 家族が相談につながり、本人に訪問のことを伝えられている場合（明確な了解は得られていない場合でも）に行く。

本人の生活拡大のためのアウトリーチ

- 本人の来所につながったものの、それ以外の広がりがない場合に行く。
- 自宅周辺だけでなく、買い物や食事をしたり、交流スペース（居場所へ誘導）をすることもあある。

危機介入のためのアウトリーチ

- 本人のこころや体の状態が悪く、医療へつなぐ必要がある場合や、家族の状況の変化により緊急に支援が必要である場合に行く。

浜松市役所 健康福祉部 精神保健福祉センター
副主幹 河合龍紀

昨年度のテキストより抜粋

③支援のためのアウトリーチ

●留意していること

- 本人の希望に沿って、出口の開発などをする。
- 本人だけではなく、その家族も含めてまるごと支援をする。
- 本人の自己決定を尊重することは大切。
- その一方で、本人の自己決定が全てではないという認識も必要。
→自己決定するためには、情報の精査や客観性が必要。
- 本人の代弁者的な役割を担うこともある。
- チームで支援をする、自立相談支援機関が抱え込まない、孤立しない。
- 自身の法人でできることがないか→新たに創ることも検討する！
- 助成金事業などで使えそうなものがないか、アンテナを張っておく。
- 縦割りの制度をいかに横断的に駆使できるかがポイントになる。

④地域づくりのためのアウトリーチ

地域づくりのためのアウトリーチ(1)

風通しがよく情報がつながる

地域づくりのためにアウトリーチ

- ・地域に横串をさして、役立つ情報やアイデアを共有する
- ・地域で困っている住民をみんなで見守り、必要な支援につなげるネットワークを組む
- ・地域づくりのためのアウトリーチ戦略を事業の中で意識的に練っていく

地域づくりのためのアウトリーチ(2)

出向く場はさまざま

- ・公的機関へ
- ・民間の支援機関・団体へ
- ・地域住民・事業所、住民団体へ

出向く時もさまざま。

- ・公的な連携会議や協議会のために
- ・ケースを通じた連携に
- ・地域があつまるイベントに
- ・時には用事がなくても顔を合わせに

昨年度のテキストより抜粋

④地域づくりのためのアウトリーチ

●留意していること

- ・ 役割や機能、できることをきちんと知る
- ・ 自立相談支援機関の役割や機能
- ・ 自身の所属する法人の役割や機能
- ・ 他の社会資源（関係機関）の役割や機能をきちんと知り、社会資源先に本来の担うべき仕事をきちんと果たしてもらうようにすることも重要。

（社会資源を育てるという視点）

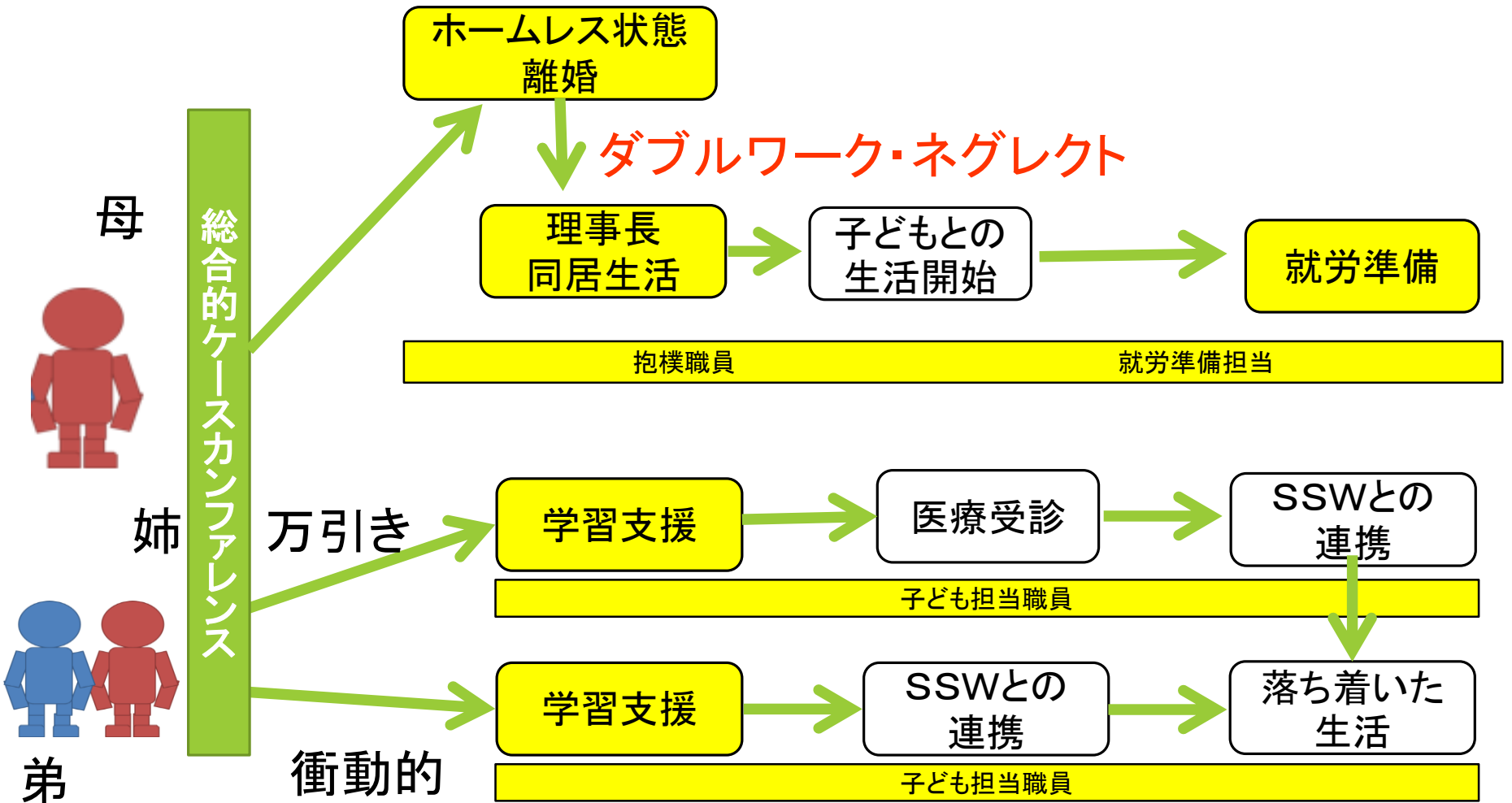
→加えて、「プラスα」の部分も知る。

→総合的な支援が可能になる。

- ・ 顔がみえ、背景や考え方がわかる、そのような関係をどれだけ築いていけるか。

事例紹介

事例：ホームレス・世帯まるごと支援



事例 概要

- 家族構成

- 母（30代）、娘（小学生）、息子（小学生）

- 支援経過

- 両親、子2人の4人世帯

- 当初の支援

約10年前、両親がホームレス。

ホームレス支援で介入し、両親の居宅の安定・就労などを支援。

- 再支援時の支援

約2年前、両親が離婚、母はダブルワークでネグレクト状態。

子の問題行動。

母と子どもへ、世帯まるごとの支援を実施。

事例 課題

●課題

・子ども

清潔保持ができない、学力が低い、学校での問題行動が多い。

夜間徘徊

・母

家事全般が苦手で、ゴミ屋敷状態。

ダブルワークで子どもと関わる時間がない。自身の幼少期体験も含めて、子育ての能力が乏しい。子どもたちにどのように関わっていけばいいのかわからない。

役所関係の手続きやコミュニケーションが苦手で、学校からの連絡に返答しない。（学校からは、「子どもに関心がない親」との印象）

事例 支援内容

●支援内容

- ・ 一時的に母子を奥田理事長宅で預かる。子どもとの生活を優先し、仕事を退職して、最終的には生活保護申請を行う。その後、子どもと母に対して具体的に支援。

・ 子ども

学習支援、学校・学童保育との連携、訪問型相談支援、生活支援、社会参加支援、お小遣い帳など

・ 母

訪問による生活支援（料理・洗濯・掃除など）、子どもとの関わりの助言、家計管理支援（GCとの連携）、学校・役所などへの同行、就労支援（就労準備支援事業→法人内外就労体験）など

事例 DVDの鑑賞



制服の洗濯

衛生的な生活・ごみの分別ができるように

料理の練習
お弁当作りの練習



法人内就労訓練

事例 結果

● 支援結果

・ 子ども

学力の大幅な向上（算数で90点！）、学校での問題行動の減少、清潔保持ができるようになった、母の家事を積極的に手伝う、姉は中学生になり、安定している。

・ 母

自炊、掃除、洗濯、家計管理ができるようになった。子どもにも優しく接し、親子関係も良好。就労準備支援事業利用で、パート就労が決定→期間満了で退職となり、再度就労準備支援事業の登録となった。

・ 抱樸本体での事例だが、中間市における生活困窮者自立支援制度でも自立相談支援機関、任意事業を利用しての実施が可能（家計、就労準備、子どもの学習支援）

→ **他都市でも生活困窮者制度を利用して応用できる！**

まとめ

まとめ

- ・ 断らない、諦めない自立相談支援機関。私たちは最後の砦。
- ・ 制度を横断的に駆使していく。
- ・ アウトリーチは有効な手段
- ・ 社会資源を育てる、ないものは新たに開発をする。
- ・ 存在の支援、伴走することそのものが支援である。
- ・ 本人だけではなくその家族、そして環境に着目しつつまると支援をする。
- ・ 感情を仕組みに変えていく。